



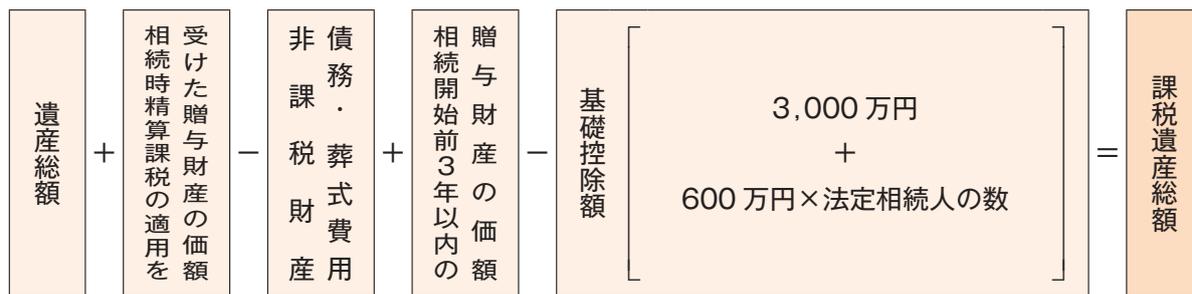
納める人

- 1 相続や遺贈（遺言による財産処分）により財産を取得した人
- 2 贈与による相続時精算課税の適用を受けた財産を取得した人



納める額

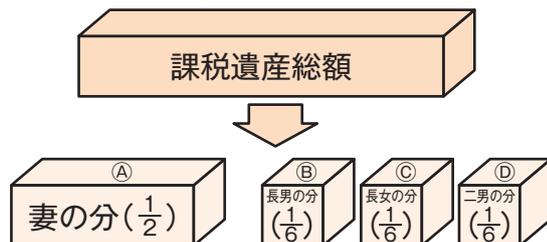
1 課税遺産総額



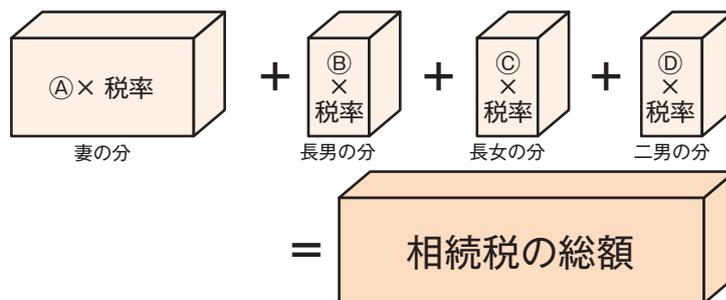
（注）相続開始前3年以内の贈与財産の価額には、相続時精算課税の適用を受けた財産の価額は含まれません。

2 税額の計算

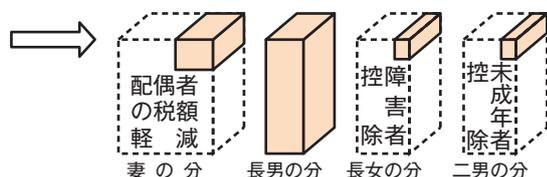
- (1) 前記の課税遺産総額を法定相続分に応じて分ける。



- (2) それぞれに税率を乗じて税額を合計する。



- (3) 相続税の総額を実際に取得した正味の遺産額の割合であん分する。
- (4) 相続や遺贈によって財産を取得した人が被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む。）及び配偶者以外の人である場合はその人の相続税額に2割を加算する。
 なお、いわゆる孫養子など被相続人の直系卑属で当該被相続人の養子となっている者（代襲相続人を除く。）は、この場合の一親等の血族には含まれず、2割加算の対象となります。
- (5) 相続した各人の税額から各種の税額控除を行い、納付税額を算出する。



3 税率（相続税の速算表）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円 以下	10%	－
3,000万円 以下	15%	50万円
5,000万円 以下	20%	200万円
1億円 以下	30%	700万円
2億円 以下	40%	1,700万円
3億円 以下	45%	2,700万円
6億円 以下	50%	4,200万円
6億円 超	55%	7,200万円



申告と納税

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告書を提出し、申告書の提出期限までに、申告した税額を納付します。



相続税の軽減

1 暦年課税に係る贈与税額控除

遺産額に加算された「相続開始前3年以内の贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

2 配偶者の税額の軽減

配偶者が相続した財産のうち、法定相続分相当額又は1億6000万円（いずれか高い方）までは、配偶者の税額が軽減（控除）されます（申告が必要）。

3 未成年者控除

財産を相続した人が未成年者であるときは、満18歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。

4 障害者控除

財産を相続した人が障害者であるときは、満85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者については20万円）が控除されます。

5 相次相続控除

今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続によって財産を取得していた場合には、その被相続人から相続（被相続人から相続人に対する遺贈を含みます。）によって財産を取得した人の相続税額から、相次相続控除として一定の金額が差し引かれます。

6 相続時精算課税に係る贈与税額控除

遺産総額に加算された相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額に対する贈与税額が控除されます。なお、控除しきれない金額がある場合には、申告することにより還付を受けることができます。